

障害基礎年金ってどんな年金？

(注) 身体障害者手帳等の等級と異なります。

年金窓口で問い合わせの多い、障害基礎年金についてお知らせします。

どんなとき？

病気や事故で障害が残ったとき

国民年加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6カ月たったときに請求できます。

- 初診日から1年6カ月後が20歳のときは、20歳になったときに請求できます。
- 初診日から1年6カ月後に請求せず、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで請求できます。

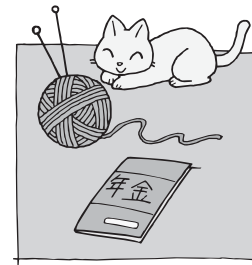
年金額は？

1級 990,100円 (2級の1.25倍) 2級 792,100円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。

- 2人目まで 1人につき 227,900円
- 3人目以降 1人につき 75,900円

※平成21年度の金額です。



年金を受けるためには？

①と②の両方の条件を満たす必要があります

- ① 障害の等級が該当していること
国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。
- ② 一定の保険料を納めていること
初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上であること。
※初診日が20歳のときは納付条件はありません。

基礎年金のほかにも給付があります

第1号被保険者の遺族給付である遺族基礎年金は、子のいる妻と子しか受給できません。そこで、以下のような2つの独自給付があります。また、定額保険料に上乗せして付加保険料を納めると、付加年金が受けられます。

● 寡婦年金

対象となる人

- 亡くなった人

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫

- 受けとる人

10年以上婚姻関係（事実婚も含む）のあった妻が60歳から65歳になるまで

寡婦年金額

夫が受けられたであろう第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の4分の3

● 死亡一時金

対象となる人

- 亡くなった人

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除制度により一部納付した期間は納付率に応じて期間を算出）が3年（36カ月）以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいじれも受けずに亡くなったとき

- 受けとる人

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
受けられる順序もこのとおりです。

死亡一時金額

第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じて下表のとおりです。

保険料納付月数	金額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	12万5,000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

☎国民年金についてのご相談・お問い合わせは、役場町民課町民生活グループ (☎27-2323) 苫小牧社会保険事務所 (☎0144-36-6131)

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

国民年金保険料は、まとめて前納すると割引があり、お得です！

平成22年3月分までの国民年金保険料をまとめて納付すると、保険料額が引きさされてお得なうえ、納め忘れもなく安心です。

前納した場合
10月分～翌年22年3月分を
今年の10月に

◆ 通常の保険料

87,960円 (14,660円×6カ月)

◆ 口座振替による当月末振替（早割） 1カ月50円引き

87,660円 (14,610円×6カ月)

300円お得

◆ 納付書・クレジットカード納付による6カ月前納

87,250円

710円お得

◆ 口座振替による6カ月前納

86,960円

1,000円お得

■ 納付する月による納付額と割引額

納付月	平成21年			平成22年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常保険料	87,960円	73,300円	58,640円	43,980円	29,320円	14,660円
前納（納付書）	87,250円	72,820円	58,350円	43,840円	29,270円	14,660円
クレジットカード納付	87,250円	—	—	—	—	—
前納（口振）	86,960円	—	—	—	—	—
割引額	1,000円	710円	480円	290円	140円	50円

※口座振替による前納は、1年分（4月分～翌年3月分）、半年分（4月分～9月分、10月分～翌年3月分）および当月末振替（早割）のみとなります。

※クレジットカード納付による前納は、1年分（4月分～翌年3月分）、半年分（4月分～9月分、10月分～翌年3月分）のみ

申し込みなどの詳細については、苫小牧社会保険事務所 (☎0144-36-6131) へ

配偶者の退職（失業）による第3号被保険者の資格を失った場合は？

サラリーマン（厚生年金・共済組合の加入者）の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として、国民年金に加入していますが、配偶者が退職（失業）して失職すると、夫婦ともに市区町村の国民年金窓口で国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを行い、お一人月額1万4,660円の保険料を納めることとなります。

※第1号被保険者は、原則、20歳以上60歳未満の方に限られています。